

## I 伝聞証拠

### (1) 条文の文言を確認

#### 320条1項

- 「① 第321条ないし328条に規定する場合を除いては、
- 「② 公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は
- 「③ 公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を
- 「④ 証拠とすることはできない。」

= これが伝聞証拠禁止の原則！

- ➡ ②=供述代用書面 or ③=伝聞供述 どちらかに該当
- +①伝聞例外：321～325（必要性や特信性の担保）・326：同意・
- 327：合意・328：弾劾 に該当しないこと
- 証拠能力が否定される

### (2) 伝聞証拠とは…

- ☆ **定義**：公判期日における供述に代わる書面及び公判期日外における他の者の供述を内容とする供述で、原供述内容をなす事実の真実性の証明に用いられるもの
- ☆ **根拠**：供述過程における誤りの混入と反対尋問によるテストの必要性

### (3) 非伝聞とは…

- ☆ **意義**：本来、伝聞法則の適用があるはずの供述証拠でありながら、供述証拠の本質から「伝聞」に当たらないとして伝聞法則が適用されない場合
- ☆ **根拠**：供述証拠の非供述的利用
  - ➡ 凶器等の証拠物（306）を典型とする非供述証拠は証拠資料として、その存在及び形状が公判廷に顕出されるため、反対尋問によるテストは不要である。これが伝聞証拠との違いであり、伝聞法則の適用はない。
  - ➡ 同様に、原供述を証拠とする場合であっても、供述内容たる原供述者の体験事実の真実性を立証するために用いるのではなく、その供述の存在自体が、直接証拠・間接事実として証拠資料となりうる場合には、誤りが混入しやすい原供述者の知覚・記憶という過程が問題にならない。そのため、反対尋問を必ずしもへなくても、証拠価値（ある事実への推認力）が認められ、伝聞法則が適用されない。
    - \* ただし、供述の存在それ自体が証拠価値を持つ場合に限る

### (4) 伝聞例外とは…

- ☆ **意義**：伝聞法則の適用があるにもかかわらず、例外的に証拠能力が肯定される場合
  - 反対尋問に代わるほどの「信用性の情況的保障」があり、かつ、これを証拠とする「必要性」が高い場合
  - 321 I ③：①供述不能、②不可欠性、③絶対的特信情況
    - （①②=必要性、③=絶対的特信情況）

## (5) 『証拠関係カード』

➡実務上は、凶器等を除くほぼ全ての証拠が供述証拠（被害届・捜査報告書・実況見分調書（写真付き）・供述録取書など）である

そこで、具体的には、

- ①まず、検察官が上記のような証拠書類一式の取調べを請求
- ②弁護側が 326 の同意をするかどうかを回答
- ③同意した証拠（一部同意の場合は同意部分）は伝聞例外としてその内容を取調べ
- ④同意のない証拠は原則として証拠請求を撤回し、原供述者の証人尋問を請求する
- ④必要性や特信性を満たせば他の伝聞例外に当たるとして取調べを請求
- ④証拠物と同じように存在や形状を立証趣旨として請求

## (6) 具体例

### ア 『実況見分調書』の犯行現場での指示・供述

立証趣旨：犯行現場の状況

「私はここで被害者を殴りました」という指示を受けてその場の写真が貼り付けられている場合、立証趣旨との関係で言えば、その原供述はあくまで被告人が指し示してその場を調べたという、写真をとった動機を示すための発言の存在のみを使うもので、実際に殴ったかどうかの立証に用いているわけではないため、非伝聞となる。

立証趣旨：被告人が被害者を殴ったこと

この立証趣旨のために、再現中の「ここで私が被害者を殴りました」という供述を使う場合、まさに供述内容の真実性が問題となる。そのため、原供述者において、知覚記憶叙述の誤りが混入する恐れがあり、反対尋問テストが求められる場面となり、伝聞証拠に当たる。

### イ 共謀メモ

立証趣旨：被告人と共犯者の共謀の存在とその内容

犯行前日に被告人と共犯者が事件の計画を書いたメモがある場合（全く事件と関連性のないメモ当然ダメなので、実際の犯行との関連性が認められることが前提）、そのような内容の記載のあるメモの存在や形状自体が証拠として価値を持つため、供述証拠の非供述的利用であり、非伝聞となる。

また、被告人や共犯者が、そのメモに、例えば犯行時間や犯行場所を書いているとして、これらを書くにあたって、知覚・記憶という過程はなく、誤りが混入する恐れもない。そのため、反対尋問によるテストが必要な場面でもない（供述代用書面ではないとも言える）。

## (7) まとめ

検事の設定する立証趣旨（～要証事実）との関係で、書面記載の原供述の真実性立証のために用いられているかを確認し、そこで誤りが混入する知覚記憶叙述の過程があるか、反対尋問テストの必要があるかを検討することで、伝聞法則の適否を検討する。

以上